

保育所・幼稚園・こども園での情報教育 - 教育要領・保育指針・解説などから -

池田 勇

植木保育園

kamaken9@gmail.com

小中高등학교での情報教育が重要視されている現在、平成30年度4月から保育所(園)(以下、保育所)・幼稚園・こども園の法令が変わり、そのなかに情報教育の基礎・基本となる内容が示されている。未就学児の情報教育に関わる内容を具体的に伝えたい。

1. はじめに

来年度からの小学校学習指導要領にはプログラミングが組み入れられ、情報教育が重要視されている。

未就学児が通う保育所・幼稚園・こども園ではどのような情報教育が求められているのであろうか。

2. 保育所・幼稚園・こども園での情報教育

平成30年度、文部科学省の「幼稚園教育要領⁽¹⁾」、厚生労働省の「保育所保育指針⁽²⁾」、内閣府の「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領⁽³⁾」が改定された。未就学児が通う幼稚園・保育所・こども園の幼児教育を行う施設の共有すべき事項として、新たに、小学校との接続を重視した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された(表1)。そのなかの「社会生活との関わり」に、子どもの遊びを通じての情報の収集や活用等の情報教育にかかわる基礎・基本的な内容が組み入れられている。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

オ 社会生活との関わり

・・・一部省略・・・また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

表1 保育所保育指針⁽¹⁾から一部抜粋

3. 保育所保育指針解説⁽⁴⁾

保育所保育指針解説⁽⁴⁾では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の解説として、表2のように、子どもがそれぞれ体験したことや知っていることを伝えあったり、必要な情報を取り入れ遊びが楽しくなること等が示されている。

また、保育士がモデルとなり、情報収集や活用の仕

方などを子どもに気づかせること等が示されている。

卒園を迎える年度の後半には、・・・一部省略・・・身近にあるものから必要な情報を取り入れる姿が見られるようになる。例えば、・・・一部省略・・・それぞれが体験したことや知っていることを伝え合ったり、その祭りに関係する事物の写真を見て、自分たちで作りたいものを決めたり、より本物らしく工夫する際に活用したりする。・・・一部省略・・・気付かなかったことを知ることで遊びがより楽しくなることや、情報を伝え合うことのよさを実感していく。

保育士等は子どもの関心に応じて、絵本や図鑑や写真、新聞やインターネットで検索した情報、地域の掲示板から得られた情報などを、遊びに取り入れやすいように見やすく保育室に設定するなどの工夫をし、子どもの情報との出会いをつくっていく。・・・一部省略・・・時には保育士等がモデルとなり、情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、そのことを周囲に伝える方法などがあることに気付かせ、子どもが楽しみながら体験できるようにすることが大切である。

表2 保育所保育指針解説から一部抜粋

4. おわりに

幼稚園・保育所・こども園の教育要領や指針等は、情報教育に対して積極的である。

今後、幼児保育・教育の現場から情報教育を意識した実践事例が出てくるであろう。

参考文献

- (1) 文部科学省：幼稚園教育要領(平成29年3月)
- (2) 厚生労働省：保育所保育指針(平成29年3月)
- (3) 内閣府：幼保連携型認定こども園 教育・保育要領(平成29年3月)
- (4) 厚生労働省：保育所保育指針解説(平成30年2月)